

◎新潟県告示第1064号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、上越市の朝日池土地改良区から次のとおり役員が就任及び退任した旨の届出があった。

平成25年9月3日

新潟県上越地域振興局長

1 就 任

理事 上越市大潟区米倉新田107-1 小山 清午

就任年月日 平成25年8月12日

2 退 任

理事 上越市大潟区米倉新田91 藤山 作次

退任年月日 平成25年7月31日